

15. 公害防除施設整備資金利子補給制度



15. 公害防除施設整備資金利子補給制度

一宮市では、中小企業者に対する助成措置として利子補給制度を設けている。

この制度は、公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、市が公害防除施設として適当と認めたものに対し、利子の10分の9を助成する制度である。

この助成を受けるためには、小規模企業等振興資金又は㈱日本政策金融公庫の融資を受けることが、前提となっている。

利子補給実績は、表15-1のとおりである。

表15-1 利子補給実績

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件 数	0 件	0 件	0 件
金 額	0 円	0 円	0 円

一宮市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、公害防除施設の整備に必要な資金として、小規模企業等振興資金又は株式会社日本政策金融公庫の融資を受けて公害防除施設の整備を行うものが、金融機関等に支払う利子の一部を当該年度の予算の範囲内で補助する利子補給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第 2 条 この要綱の補助の対象となるものは、市内の工場又は事業場から発生する公害（環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。以下同じ。）を防除するために必要な機械、装置又は工作物の整備その他市長が必要と認める施設の整備（以下「機械の整備」という。）に要する経費を、自己資本によって行うことが困難なため融資を受けたものとする。この場合において、補助対象の適否を審査するため、市長が特に必要があると認めるときは、一宮市公害防止施設整備資金利子補給審査会を設置し、同審査会において審査することができる。

なお、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と緊密な関係を有する者、暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と緊密な関係を有する団体を除く。

(補助に伴う条件)

第 3 条 利子補給対象額の限度は、小規模企業等振興資金融資制度に定める融資限度額の範囲内とする。

(補助の申込み)

第 4 条 補助の申込みを希望するものは、あらかじめ公害防除施設整備計画書（様式第 1）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公害防除の具体的な内容を記載した書面（1 通）
- (2) 公害防除施設整備工事見積書、仕様書、カタログ、平面図及び配置図（1 通）
- (3) 法人については、最近 1 期分の決算書（1 通）
- (4) 前 3 号のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の補助の申込みをしたものは、公害防除の整備が完了した後 7 日以内に公害防除施設整備完了届（様式第 2）を市長に提出しなければならない。

(補助の額)

第5条 補助金の額は、借受人が当該年度中に支払った当該融資（機械等の整備に要する費用に係る部分に限る。以下同じ。）に係る利子（以下「支払利子」という。）の額（借受人と取扱金融機関との間の約定により計算した当該融資に係る利子の額で当該年度中に支払わなければならない額を限度とする。）に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

2 当該工場又は事業所を市外へ移転する場合は、補助対象融資に係る利子の総額（借受人と取扱金融機関との間の約定により計算した当該融資に係る利子の額をいう。）に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）を一括して補助することができる。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、公害防除施設整備資金利子補給補助金交付申請書（様式第3）に補助金計算書（様式第4）及び支払利子実績報告書（様式第5）（当該工場又は事業所を市外へ移転する場合は、当該融資に係る償還表）を添えて3月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第6）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、当該補助金の請求書（様式第7）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の決定の取り消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 融資金の返還を命ぜられたとき。
- (3) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (4) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者、暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と緊密な関係を有する団体であることが判明したとき。

(準用規定)

第 10 条 この要綱に定めのない事項については、一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年一宮市規則第 18 条）の規定を準用する。

(雑 則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項については別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

(一宮市公害防除施設整備資金利子補給審査会要領の廃止)

2 改正前の一宮市公害防除施設整備資金利子補給補助交付要綱の規定によりなされた利子補給は、この要綱の相当規定によりなされた利子補給とみなして、この要綱の規定を適用する。

付 則

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 5 条の規定の適用については、平成 16 年 4 月 1 日以後に補助金の交付決定がなされたものについて適用し、同日前に補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 5 条の規定の適用については、平成 23 年 4 月 1 日以後に補助金の交付決定がなされたものについて適用し、同日前に補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

